

# Energize

私たちはお客様の“元気”をサポートします！

## 絶対的当事者意識...

ずっと以前の年末に、ある経営者の集まりの忘年会に参加させていただいたときの話です。

宴もたけなわで皆さんも酔ってきた頃、ある社長が、社員が消耗品を無駄に使うことに対して「おい、勝手に捨てるなよ！それは俺の物だ。断ってから捨てるよ... と怒鳴りたくなるよ」と話されていました。

よく経営の教科書には「公私混同するな」と書かれていますが、会社を創るときには自分が苦労して貯めたお金を資本金として会社に入れ、お金が足りなくなれば個人の貯金を取り崩し、資金繰りが悪ければ自分の給与を取らずに... そうやって買った備品や会社のお金は、紛れもなく社長の物なんですよ。

### ★ 中小企業は公私混同！

中小企業の大原則は「公私混同」です。自分のことを思い出しても... 独立当初は、年に5日の休日で一日18時間働き続けて、それでも家族の生活費さえ切り詰めて、やっと貯めた資本金で会社を作り、一時は一億円を超える借金を抱えながら事業を伸ばしてきました。

経営の教科書には「公私混同はいけない」と書かれていますが、失敗したときには全財産を失い、時には首まで吊らなくてはならないリスクを背負っているのに、上手く行ったときだけ「公私混同するな」「会社を私物化するな」とは、無茶苦茶な言いがかりだといっても良いくらいです。

連帯保証する必要も無く、何か失敗すれば頭を下げて（退職金をたっぷりもらって）辞めさえすれば許される上場企業の経営者とは訳が違います。中小企業の経営者を取巻く仕組みは、元々が公私混同なのです。

### ★ 強烈な当事者意識！

もちろん公私混同が正しいという意味ではなく、創業者はそれだけ強烈な「当事者意識」を持っているということなのだと思います。その上で公私混同がない経営者は本物の経営者なのです。

自分の事務所を見ても気がつきます。事務所の中に椅子のネジが取れて落ちていても、それを拾って椅子のネジを締め直そうとする職員は一人もいません。事務所のカーペットに飲み物をこぼして汚いシミができて、クリーナーでそのシミを取ろうとする職員は一人もいません。そのまま椅子がガタガタになれば「壊れました」と言って新しい椅子を買い、お客様の通路にシミができて何も感じません。一つずつ椅子をひっくり返して取れたネジを締め直すのも、四つん這いになってカーペットのシミ取りをするのも私一人だけです。それは性格や意識レベルの差というよりも、経験から生まれる価値観の差なのだと思います。

### ★ 組織の根っ子の育て方

自分自身の事業承継とも照らして、時々不安になることがあります。それは、創業者が居なくなるということは、会社や事務所に「絶対的当事者意識」を持った根っ子になる者が居なくなるということです。

この当事者意識は努力して身につくものではなく心が感じるものですから、後継者にもそれは育たない場合が多いと思います。後継者は最初から給料をもらって仕事をしてきたのであって、無給で働き続けたことも、お金に困ったことも、借金に怯えたことも無いのですから。後継者の多くがスマートで合理的で知的ではありますが、この強烈で泥臭い当事者意識（思い入れ）が少ない人が多々見受けられます。

会社が大きくなり組織としてステップ・アップするには、公私混同のカラーを薄めて、個人の当事者意識のようなものから組織としての強みに変化していかなければならない時がやって来ますが... 強い組織を作るには、「組織の根っ子を繋ぐ者」の育て方... それが一つの大きな課題のような気がしてなりません。

## ◆ 三世代同居改修工事に係る特例の創設

近年、出産・子育てに対する不安や負担が少子化の要因の一つであると言われています。平成28年度税制改正により、世代間の助け合いにより安心して子育てができる環境を整備するため、三世代同居に対応した「三世代同居改修工事（リフォーム工事）」を行った場合に、一定の金額が所得税額から控除されることになりました。

### ● 三世代同居の現状と課題

- ・ 30代から40代の約2割が三世代同居を理想の住まいと考えている。
- ・ 三世代同居世帯は全国に346万世帯（全世帯の6.9%）となっている。
- ・ 一般的に三世代同居とする場合にはキッチン・トイレや浴室を改修するケースが多く、費用は概ね250万円程度かかる。

### ● 所得税額控除の内容

この特例制度は、金融機関からの借入をする場合と自己資金を利用する場合で、次のとおり、取り扱いが異なりますので注意が必要です。

#### (1) 借入をする場合（ローン型減税）

対象工事	①キッチン、②浴室、③トイレ、④玄関のいずれかを増設する工事（改修後、①から④までのいずれか2つ以上が複数となるもの）で、その工事費用の合計額（補助金等の交付がある場合には、その補助金等の額を控除した金額）の合計額が50万円を超えるものをいいます。
借入期間	償還期間5年以上 ※この改修工事に係る借入金等の年末残高は1,000万円が限度
適用期間	平成28年4月1日から平成31年6月30日までの間に居住の用に供した場合（控除期間5年）
控除額 (①②の合計)	①一定の三世代同居改修工事に係る工事費用（250万円を限度）に相当する住宅借入金等の年末残高×2% ②①以外の住宅借入金等の年末残高×1%
所得要件	合計所得金額3,000万円以下
選択適用	「住宅の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除に係る特例」との選択適用

#### (2) 自己資金を利用する場合（投資型減税）

対象工事	①キッチン、②浴室、③トイレ、④玄関のいずれかを増設する工事（改修後、①から④までのいずれか2つ以上が複数となるもの）で、その工事に係る標準的な工事費用相当額（補助金等の交付がある場合には、その補助金等を控除した後の金額）が50万円を超えるものをいいます。
適用期間	平成28年4月1日から平成31年6月30日までの間に居住の用に供した場合（居住の用に供した年のみ適用）
控除額	三世代同居改修工事に係る「標準的な工事相当額（250万円を限度）」×10% ※標準的な工事相当額とは、三世代同居改修工事の改修部位ごとに標準的な工事費用の額として定められた金額に三世代同居改修工事を行った箇所数を乗じて金額をいいます。
所得要件	合計所得金額3,000万円以下
選択適用	「住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除」又は「特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除に係る特例」との選択適用

《国税庁HP参照》

### ● 注意点

この特例は、実際に同居が行われているかの判断は難しく、適用の可否は工事の内容で判断されるとの声もありますが、適用を検討される場合には、担当者へご相談ください。

## “ 経営塾 : 人財育成 ” (担当:泉)

約10年前のブログ記事... 組織としての人材育成が本格的にスタートした頃の記事です。

【旧経営者へのメッセージ 2005.10ブログより転載】

### ★ 強さは素直さとして現れる...

昔から家内に「人の好き嫌いが激しすぎる」と叱られます。意識して注意し歳を取って少し丸くはなったものの身に付いた価値観は容易には変わりません。それは青春時代を「山」という特殊な世界で過ごした事に源があるようです。三人に二人が山で逝くアルピニズムの世界、エベレスト南壁隊の登攀リーダーやアルプス三大北壁の完登者等々日本のトップクライマー達の間で身に付けた「人の判断基準」は「強さ」という一点に絞られていたような気がします。ザイルを組み生死を共にする... という前提の中では、死の匂いを感じる追い詰められた状態で「判断を間違えない相手」と以外は絶対にザイルを組まないというのが暗黙のルールでした。その価値観が自分の基本にあり、子育てのモノサシさえ「強さ」にあったように思います。

#### ● 強さとは...

では、正しい判断を支える「強さ」とは何か?... それは弱さを持ち合わせないのではなく、自分の弱さを素直に受け容れ正面から向き合える力、つまり、本当の自分を知っているということだと思います。

見栄やプライドは心の柔軟性を奪い自分の真の姿を見えなくし必ず間違えた判断を導き出すと言う点では、それ自体が「弱さ」の証明だというのが私の実体験です。「強さは素直さとして表れる」ということです。

#### ● 強さを育てる教育

「強さ」は生まれながらの部分と同時に経験で身に付く部分が大きいと聞きました。

ある精神科医の“親子関係とウツの相関関係”という研究によると、親の教育態度を『守る⇔守らない』『任せる⇔干渉する』で分類分析した場合、『守らない・干渉する』の区分に該当する子供が一番ウツ病になりやすく、『守る・任せる』の区分の子供が愛情豊かで自立し精神的に安定した強い大人になり、『守らない・任せる』の放任主義や『守る・干渉する』の過保護タイプは心の脆弱な大人を作る原因になるそうです。

守られ・任されて育てられると「自分は重要な存在である」という自尊感情が育ち、「自分のしたいことが自由にできる」という主体性が鍛えられる、そして、失敗や挫折の経験が自分を大きく育てる糧になることを知り「意味なき失敗はない」という自信や楽観性が育ち、最後には「人生には意味がある」という有意味感(人生観)までが形成されるのだそうです。

逆の場合は、常に自分が尊重されない不安を紛らわすために価値観の近い仲間の輪の中に居ないと落ち着かない、失敗や批判を恐れ主体的な挑戦や決意ができない、だから常に責任のない評論家的な立場に立ち批判的な態度をとる、そして自分の人生の意味を感じられず夢を持たないそうです。表面的にはコミュニケーションが上手く的確な批評のできるキレル人を装うが、それは弱さを隠すための手段で、自分が中心になり決断し責任を取る立場は避ける。最近のフリーターや結婚しない若者の根本原因も責任や決断を避ける弱さに原因があるのではないかということです。

#### ● 強い社員を育てる

自分の子育ての基準がそこにあったのと同様に職員も「強く」育てていかなければなりません。そのためには『守る・任せる』、つまり常に見守っているが責任は上司が取る、ただ権限はできる限り移譲し、やりたいことはできるだけ自由に挑戦させる... そんな気風が必要なかもしれません。もちろん、子供と違って、大人になるまでの間に形成された価値観を変えるのは難しいことであるのは否めません。

そして、過去の成功体験が最大の負の資産と言われる時代の変化の中、まず私たち経営者自身が「素直」に自社と自分の弱みを受容れる「強さ」を持ち、その上に立って社員を育て鍛えて行かなければと思います。来年からの課題が明確になり始めました。

## ★ 監視一段と厳しく！

税務当局が国外所得や相続財産の申告漏れの把握に一段と力を入れています。

申告義務があるのに国外所得・財産を隠す人が依然として多いほか、親が子供などの口座を借用して預金し相続財産を減らす「名義預金」が目立つからです。そこで、質問文章の「お尋ね」の送付を増やしたり調査対象者への聴取を強化したりするなどの動きが出てきています。今回は、税務署から指摘されやすい点や対処法をレポートいたします。

### ● 国外財産報告の義務

国外に多くの財産を持つ人には「国外財産調書」の提出が義務付けられています。「国外財産調書」とは年末の時点で国外財産の円換算額が5,000万円を越えていると、翌3月15日までに詳細を税務署に申し出なければならないもので、罰則規定もあります。

国外にある預金や有価証券から生じる利子や配当、売却益といった所得は申告漏れが多く、調書の提出は2013年末分から導入されました。国外取引をしていた人が指摘された申告漏れは、所得税全体の申告漏れの平均金額を大きく上回っていることが背景にあります。参考までに2016年の所得税全体の申告漏れの平均金額は約900万円弱ですが、国外取引をした人の申告漏れの平均金額は約1,900万円強でした。

### ● 金融機関が報告

では、国外に多額の財産を保有することを、税務署はどうやって把握するのでしょうか。答えは簡単です。1回当たり100万円を超える額を国外に送金するか、国外からの入金があるとその記録を金融機関は「国外送金等調書」の形にして税務署に送ります。国外送金等調書の年間の提出件数は600万強です。

義務がありながら提出を怠る人には監視の目が厳しくなっています。気配を察知した税務署が最近よくとる手が「お尋ね」の送付で、これは納税者に事実関係を確認するための文章です。公正な申告を促す意図が込められた任意の文章であり、返答義務がないため放置する人もいます。しかし、回答をしない場合は税務署員が正式な税務調査に入るケースもあります。

また、いったん財務調査が始まると、原則、後で自主的に修正申告をすることはできません。今年の初めに「パナマ文章」が話題となり、パナマ文章をきっかけに租税回避地を使った課税逃れの動きが各国で次々と明らかになったことも記憶に新しいと思います。

### ● 目立つ現預金

過去に申告漏れの対象になった相続財産の内訳を見ると「現預金」が目立ちます。2015年の相続で申告漏れのあった財産の内訳で現預金は何と36%を占めています。この「現預金」の多くは名義預金と思われれます。2015年から相続税の基礎控除が大幅に縮小され、課税対象者が広がったことで名義預金は富裕層だけの問題ではなくなってきました。

その他、相続関連で注意すべき点は、預貯金の相続額を正確に申告することです。死亡時点の残高を書く必要がありますが、生前の入院費や、葬祭費を親の口座から支払い、その後の残高を申告してしまい、誤りを指摘されるケースが増えていますので、注意が必要です。



#### （株）横浜総合フィナンシャルの西尾です！

死亡保険金の非課税枠(500万円×法定相続人の数)を超える部分の保険金の申告漏れや自宅敷地の評価額を80%減らせる小規模宅地の特例について条件を満たしていない例も目立っています。

特に相続は早めの準備や対策が必要です。何なりとご相談下さい。

## 今月の一言…“良薬は口に苦し”

この世で唯一変わらないことは、  
この世の全ては変わり続けるということである。

(元アップル・ジャパン社長 山元賢治氏の講演より)

いや～～良い言葉です。私どもTEAMyoko-soのコーポレートメッセージ「変わらないは、つまらない。」に通じる宇宙の真理です。生き残るのは強いものでも賢いものでもなく、変化できるもの、成長し続けられるものなんですね！成長とは変化することである！！

★本や講演やお客様のお話の中から、「これは自分の生き方に取り入れよう」と感じたことをノートに書きとめています。そのノートの中から一言… (v o l . 1 0 2)

★ 10月5, 6日に動物医療関連業界の展示会に参加してきました。動物医療関連業界はこの先、5年で高齢犬が17%減少し、10年後には40%減少すると予測されています。理由は人間よりも寿命の短い犬が人間よりも先に病気になったり、亡くなってしまうという単純な理由です。更に高齢化社会で新しくペットを飼う高齢者がいないため、新規飼育頭数が大幅に下がっています。当然、直面するであろう危機的状況を理解し何らかのアクションを起こそうという雰囲気を感じられませんでした(涙)私は発信します！(NISHIO)

★ 10月の3連休で半年ぶりに実家に帰省しました。実家では特に何をするわけでもなく、母とたわいもないおしゃべりをして、父のお墓参りに行くくらいなのですが、不思議と何かがストンと落ちるような、整理される感覚がありました。最近新しいお客様、考え方など色々な出会いが続いたり、来期の経営計画を考えたり、どちらかという前を向いて突っ走る時間が続いていたので、深呼吸の時間となったようです。新しいものと、原点。どちらも大切に、見失わないように歩いていきたいと思います。(YAMAMOTO)

★ 先月末、Team内で意見をぶつけ合う場面がありました。お互い本音で意見を言い合うことは、摩擦も生まれますが、組織として成長する上では必要不可欠な【時間】になったと感じます。年齢も経験も関係なく意見を交わす上では目指すべきあるべき姿から、正面衝突することが重要であり、変に角度をズラしてしまうと問題をより深刻化させてしまう。リスクを課題に変えるためには、バランスを取ることなくオープンハートですべてを開放し、受容れ、学ぶ姿勢の大切さを改めて痛感する機会となりました。(TOCHIKURA)

★ 先輩事務所の社員旅行に誘われて、家内と人生初のハワイに行ってきました。結婚30数年、最初の頃の「いつかハワイに行ってみたいね」から始まり「新婚旅行が黒部の山登りなんて信じられないよ」「ハワイに行ったことないのは世の中では私くらいだよ」と段々文句が厳しくなっていた家内にもやっと面目を果たせました。そう、新婚旅行は黒部ダムから宇奈月までの断崖絶壁につけられた水平歩道の2泊3日でした。連れて行った私もアホですが、登山未経験で着いてきた家内も家内です。その時に夫のアホさ加減に気づいていれば(爆)ワイキキのトロリーバスをすべて利用して色々なところに行きました。話しは聞いてはいた



もののハワイは思っていた以上に素敵なところですね～。ただ、この歳になって日焼けしていると大概是「ゴルフですか?」「ハワイにでもいらしたんですか?」と聞かれるはずなのに、どなたにお会いしても「また、ヒマラヤですか」と言われ、「いや、ハワイです」と言っても誰も信じてくれません。私のイメージってどうなってるんでしょ?(汗)

(IZUMI)

## TEAM 横浜総合事務所

税理士法人横浜総合事務所

株式会社横浜総合マネジメント／株式会社横浜総合フィナンシャル／株式会社横浜総合エクスペリエンス

< 横浜総合ASP推進センター / 横浜総合M&Aセンター >

### セミナーのご案内

※関与先値引き有り

#### ★ “将軍の日” 中期経営計画作成セミナー

**自社の5年後のあるべき姿と、そのための経営課題を明確にするための一日！**

日時：平成28年11月14日(月)／10時～18時

場所：横浜総合事務所セミナールーム

募集：5社限定 料金一社 32,400円

昼食代込（お二人迄参加可）

#### ★ “未来創造塾” 毎月開催、経営者セミナー <※※※会員募集中※※※>

**第70回「戦う組織を創る理念経営の仕組み！」**

講師：株式会社 横浜総合エクスペリエンス 代表取締役 泉 敬介

日時：平成28年11月17日(木)／16時～18時、終了後実費にて懇親会

場所：横浜総合事務所セミナールーム

募集：都度参加会費 5,000円

#### ★ “後継者育成塾” 4期生募集中

**創業者の志を継承する「人財」を育成します！**

主催：NN構想首都圏地域会LLP

日時：平成27年5月15日(金)～平成29年3月4日(土)

場所：日帰り／(株)日本BIGネットワークセミナールーム(東京駅八重洲口徒歩4分)

泊まり／湘南国際村センター セミナールーム(逗子駅よりバス20分)

募集：全12日間(内3回1泊2日) 90万円(税抜き)

### ネットワーク

日本大通り法律事務所、小越司法書士・行政書士事務所、小俣不動産鑑定士事務所

(株)人財経営センター、(株)日本M&Aセンター、社会保険労務士法人エール

(株)事業パートナー、(株)FPG、(株)経営改善支援センター、一般社団法人日本フードアドバイザー協会

(株)パワーズアンリミテッド、NMC 税理士法人税務総合対策室、税理士法人東京クロスボーダーズ

(株)日本エスクロー信託、ベンチャー支援機構MINERVA(支援会員) 他

〒231-0023 横浜市中区山下町 209 帝蚕閣内ビル 10F

TEAM 横浜総合事務所 / TEL045(641)2505、FAX045(641)2506

ホームページ <http://www.yoko-so.co.jp/>

「経営者へのメッセージ」「癒しの森暮らし」のブログにもつながります